

軽自動車税（種別割）の減免対象要件

対象車両が次の【対象車両の軽自動車税（種別割）の納税義務者・使用形態】のいずれかに該当し、障害の程度が下記の【本人（身体障害者等）の障害の程度】のいずれかに該当する場合、その軽自動車税（種別割）が減免の対象となります。

【対象車両の軽自動車税（種別割）の納税義務者・使用形態】

軽自動車税（種別割） の納税義務者		対象車両の 運転者	使 用 の 目 的
1	本 人	本 人	特に問いません。
2	家 族	本 人	本人の通学、通勤、通所、生業のために 専ら使用することが必要です。
3	本 人	家 族	
4	家 族	家 族	
5	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員 ※運転者が常時介護者の場合のみ	常時介護者 （本人を常時介護している、家族以外の人）	

（注）「本人」とは、身体障害者等のことです。

「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

【本人（身体障害者等）の障害の程度】

（本人）：本人が納税義務者の場合 （家族）：家族が納税義務者の場合

区			分		障害の程度	
視覚障害			身体障害者手帳	級	1 級～4 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4 項症	
聴覚障害			身体障害者手帳	級	2 級， 3 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4 項症	
平衡機能障害			身体障害者手帳	級	3 級， 5 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4 項症	
音声機能障害			身体障害者手帳	級	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第2 項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
肢体不自由	上肢		身体障害者手帳	級	1 級， 2 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3 項症	
	下肢		身体障害者手帳	級	（本人） 1 級～6 級、（家族） 1 級～3 級	
			戦傷病者手帳	項症	（本人） 特別項症～第6 項症、（家族） 特別項症～第3 項症	
				款症	（本人） 第1 款症～第3 款症	
	体幹		身体障害者手帳	級	（本人） 1 級～3 級， 5 級、（家族） 1 級～3 級	
			戦傷病者手帳	項症	（本人） 特別項症～第6 項症、（家族） 特別項症～第4 項症	
				款症	（本人） 第1 款症～第3 款症	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者手帳	級	1 級， 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
		移動機能	身体障害者手帳	級	（本人） 1 級～6 級 （家族） 1， 2， 3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸機能障害			身体障害者手帳	級	（本人） 1 級， 3 級， 4 級、（家族） 1 級， 3 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3 項症	
肝臓機能障害			身体障害者手帳	級	（本人） 1 級～4 級、（家族） 1 級～3 級	
			戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3 項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			身体障害者手帳	級	1 級～3 級	
知的障害者（療育手帳）					㊤， A	
精神障害者（精障害者保健福祉手帳）					1 級	

※上表で対象外でも、総合等級の判定が適用される場合もあります。